改正

平成29年12月14日訓令第115号 令和3年10月1日訓令第124号 令和6年12月20日訓令第123号

鹿角市公共工事前払金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条及び鹿角市財務規則(平成11年鹿角市規則第12号)第130条の規定に定めるもののほか、建設工事又は測量、設計及び調査の業務(土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント、補償コンサルタントの5業務。以下「建設コンサルタント5業務」という。)に要する経費の前払金及び中間前払金(以下「前払金等」という。)について必要な事項を定め、公共工事の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(前払金の支払対象工事等)

- 第2条 前払金の支払対象とすることができる建設工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項の公共工事で、1件の契約金額が100万円以上のものに限り、支払うことができる。
- 2 前払金の限度額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 建設工事 契約金額の10分の4以内の額。ただし、鹿角市低入札価格調査制度運用要領(平成13年 鹿角市訓令第32号)に基づく低入札価格調査を受けて締結する工事請負契約(以下「低入契約」という。) の場合にあっては、契約金額の10分の2以内の額とする。
 - (2) 建設コンサルタント5業務 契約金額の10分の3以内の額
- 3 契約権者は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前払金の額を減額し、又は支 払をしないことができる。
- 4 契約金額を減額した場合において、先に支払った前払金の額が減額した契約金額の10分の4 (低入契約 の場合にあっては、10分の2) を超えるときは、その超える部分を契約金額変更後最初の部分払又は中間 前払金の支払をするときに決済しなければならない。
- 5 継続費又は債務負担行為に係る工事であって2箇年度以上にわたるものにおける前払金は、各年度の出 来高予定額に対して支払うことができる。
- 6 繰越明許費に係る工事であって翌年度にわたるものにおける前払金は、契約金額の総額に対して支払う ことができる。

(中間前払金の支払対象工事等)

- 第3条 契約権者は、前払金の支払をした建設工事(以下「支払対象工事」という。) について契約金額の 10分の2以内の額を限度として、既に支払った前払金に追加して中間前払金を支払うことができる。
- 2 前払金の額と中間前払金の額の合計額は、中間前払金の承認請求時における契約金額の10分の6 (低入 契約の場合にあっては、10分の4)を超えないものとする。
- 3 契約権者は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、中間前払金の額を減額し、又は支払をしないことができる。

(中間前払金の支払要件)

- 第4条 中間前払金は、次の要件を全て満たしている場合に支払うことができるものとする。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が 行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであ

ること。

(4) 部分払の請求をしていないこと。

(中間前払金と部分払の選択)

- 第5条 第3条第1項の規定による中間前払金の支払対象工事において、中間前払金又は部分払を受けようとする者は、落札後に契約締結前にいずれかを選択するものとする。
- 2 前項に規定する対象工事の落札者は、中間前払金と部分払の選択に係る届出書(様式第1号)を契約締結前に契約権者に提出しなければならない。なお、前項による選択については、契約締結後の変更はできないものとする。

(前払金等の支払対象者)

第6条 前払金等の支払対象とすることができる者は、第2条に規定する市発注の公共工事の契約者で法第 2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と同条第5項に規定する前払金の 保証に関する契約を締結した契約者とする。

(前払金等の端数)

- 第7条 契約権者は、前払金等に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (前払金等の請求手続)
- 第8条 前払金の支払を受けようとする契約者は、前払金申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 請求書
 - (2) 保証事業会社の発行した当該前払金に係る保証証書
- 2 中間前払金の支払を受けようとする契約者は、第4条の要件を満たしたうえで次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 工事中間前払金申請書(様式第3号)
 - (2) 工事履行報告書(様式第4号)
- 3 契約権者は、前項の工事中間前払金申請書等を受理した日から7日以内に、申請書類の内容等を審査し、 適正と認められる場合は、中間前払金支払承認通知書(様式第5号)により通知しなければならない。
- 4 中間前払金支払承認通知書を受理した契約者は、受理後速やかに、請求書に保証事業会社の発行した当該中間前払金に係る保証証書を添付して、契約権者に請求するものとする。ただし、契約権者は特別の事情があると認めた場合は、請求時期を別に定めることができる。
- 5 第1項第2号及び前項に規定する保証証書については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置によることができ る。この場合において、契約権者は、契約の相手方が保証証書を寄託したものとみなす。

(前払金等の支払時期)

第9条 契約権者は、前払金請求書及び中間前払金請求書を受理した日から14日以内に、当該請求に係る分を支払うものとする。

(前払金等の返還)

- 第10条 契約権者は、前払金等の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前 払金の全部又は一部を返還させるものとする。
 - (1) 前払金等を次条に規定する経費以外の支払に充てたとき。
 - (2) 契約者がその契約義務を履行しないとき。
 - (3) 当該工事に係る契約を解約し、又は解除されたとき。
 - (4) 第6条に規定する保証契約が解除されたとき。
 - (5) 第2条第4項の規定によらず、契約金額の減額により、受領済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分の5を超えるとき。
 - (6) 契約金額の減額により、受領済みの前払金の額と中間前払金の額の合計額が減額後の契約金額の10 分の7を超えるとき。

(前払金等の使用制限)

- 第11条 建設工事に係る前払金等は、当該工事における材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることはできない。
- 2 建設コンサルタント5業務に係る前払金は、当該業務における材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることはできない。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成29年12月14日訓令第115号)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日訓令第124号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月20日訓令第123号)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

中間前払金と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

(契約権者) 様

(落札者) 住所又は所在地 商 号又 は 名 称 代表者職・氏名

下記の工事について、(中間前払金・部分払)を選択しますので、届け出ます。

記

エ	事	番	뮹								
エ	事	;	名								
エ	事	期	間		年	月	日から	年	月	日まで	
契	約	金	額	¥			(うち取	引に係る	消費税等	等額¥)

※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらか一方を選択して提出してください。(中間前払金を選択した場合は、部分払の請求は出来ません。逆に、部分払を選択した場合は中間前払金の請求が出来ません。)また、いずれかを選択しても、必ず請求しなければならないものではありません。

※契約締結後に当初の選択を変更することは出来ません。

前払金申請書

年 月 日

(契約権者) 様

(契約者) 住所又は所在地 商 号 又 は 名 称 代表者職・氏名

下記公共工事の請負契約に対する前払金を支払い願いたく、申請します。

前払金申請額	一金		円
(契約分	金額の	%以内)	

工事(委託)番号					
工事(委託)名					
工事(委託)場所	鹿角市				
契約年月日		年	月	日	
契 約 金 額	¥		(うち耳	対引に係る消費税等額¥)
完成(完了) 期限		年	月	日	

○添付書類

- 請求書
- ・保証証書(電子保証証書の場合は、保証事業会社が発行する「電子保証に係る「承認キー」のお知らせ」を電子メールで提出すること。)

工事中間前払金申請書

年 月 日

(契約権者) 様

(契約者) 住所又は所在地 商号又は名称 代表者職・氏名

下記工事の請負契約に対する中間前払金を支払い願いたく、工事履行報告書を添えて申請します。

中間前払金申請額 一金 円 (契約金額の %以内)

00	011				
工事番号					
工事名					
工事場所	鹿角市				
契約年月日		年	月	Ħ	
契約金額	¥		(うち耳	対引に係る消費税等額¥)
完成期限		年	月	日	
	-				

工事履行報告書

年 月 日

I.	事番	号									
I.	事	名									
I.		期									
月		別	予定工程(%) ()は、工程変更後			(実施工)は、	足との差	備考		
					()			()	
					()			()	
_											
備	芍										

様

(契約権者)

中間前払金支払承認通知書

下記のとおり、中間前払金について支払いすることに決定したので通知します。 つきましては、保証証書と請求書を速やかに提出してください。

記

中間	前払:	金承誌	忍額	¥				
	払請 年		認日		年	月	Ħ	
I E	事番 事		び 名					
T.	事	場	所	鹿角市				
契	約年	. 月	H		年	月	Ħ	
契	約	金	額	¥		(5)	5取引に係る消費税等額¥)
完	成	期	限		年	月	Ħ	
備			考					